

『かんたんクラウド給与』をご利用のお客様へ
定額減税に関する明細書記載義務化についてのご案内

日頃より『かんたんクラウド給与』をご利用いただき誠にありがとうございます。

2024年（令和6年）6月より実施される所得税の定額減税について、『かんたんクラウド給与』における明細書への定額減税額明記に関するご案内をいたします。

1. 給与・賞与明細書への定額減税額明記について

2024年（令和6年）6月から開始される定額減税について、5月21日の林官房長官の記者会見において、給与・賞与明細書に減税額を明記するように求める方針を決定した旨の説明がありました。

（実際の改正は、6月1日施行の関係省令で行われます。）

これは、令和6年2月5日付けで国税庁のサイトに掲載された「令和6年分所得税の定額減税Q&A」にて、以下のように公表されている内容です。

【国税庁 令和6年分所得税の定額減税Q & A（概要・源泉所得税関係）】

<[0024001-021.pdf \(nta.go.jp\)](https://www.nta.go.jp/0024001-021.pdf)>

10-8 給与支払明細書への記載事項

問	月次減税額の控除を行う際に交付する給与支払明細書には、どのような事項を記載しますか。
回答	給与支払明細書には、実際に控除した月次減税額の金額を「定額減税額（所得税）×××円」、「定額減税×××円」などと、適宜の箇所に記載していただくこととなります。

『かんたんクラウド給与』は、5月19日に「令和6年分月次減税対応（減税計算対応）」のリリースを行い、明細書への定額減税額等の出力にも対応済みです。

次のとおり、改めて明細書の対応内容をご案内いたします。

【給与明細書：A4・3連 3人/1頁】

令和6年 6月度 給与明細書		支給日 6年 6月 25日	
01001 総務	000001 阿藤 一郎	殿	
出勤日数	出勤時間		有休残
20.00	150.00		40.00
支	基本給		総支給額
	400,000		412,000
給		税法上支給額 (非) 通勤費	
		400,000 12,000	
控	健康保険	厚生年金	介護保険 雇用保険
	20,570	40,260	3,520 2,060
除	社会保険料計 課税対象額	住民税	
	66,410 333,590	16,400	
			控除合計 97,855
			差引支給額 314,145
月次減税額90,000円 定額減税額3,240円 減税残額59,030円		株式会社 月次減税額90,000円 定額減税額3,240円 減税残額59,030円	

※定額減税額等の記載は、明細書の種類によって出力場所は異なります。

※「月次減税額」の控除を行った社員の明細書に自動出力されます。また、社員の「月次減税額」の上限に達するまで出力されます。

※『Edge Tracker 給与明細参照』は『かんたんクラウド給与』から減税金額が、明細書文言として連動されるため自動出力されます。

以上